

# 提案募集の結果概要

---

2018年11月5日  
事務局

「プラットフォームサービスに関する研究会」で検討すべきアジェンダ（案）について、議論の透明性を高め、また、更に検討項目を充実させる観点から提案募集を実施。（期間：平成30年10月20日（土）～10月31日（水））

## 提案募集の対象：

「プラットフォームサービスに関する研究会の検討アジェンダ（案）」

### 検討背景

今後の本格的な「データ主導社会」への移行を見据え、電気通信事業を取り巻くプライバシー保護（通信の秘密の保護を含む。）やトラストサービス・オンラインニュース配信事業などに関し、今後の市場動向や諸外国のプラットフォームサービスに係る政策動向を踏まえ、現状の課題・論点を抽出し、これらへの対応の在り方を検討。

### 検討項目（案）

#### 第1．利用者情報に関する取扱いについて

1. 検討対象とするプラットフォームサービスの範囲の捉え方
2. プラットフォーム事業者が保有する保護すべき利用者情報の分類及び範囲
3. 国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和
4. 法令の適用、運用・執行の在り方

#### 第2．トラストサービス等の在り方

#### 第3．その他

## 提案募集の結果

- 提出された意見： 計18件  
（うち法人又は団体11件、個人7件）

### ご提出いただいた法人又は団体

アジアインターネット日本連盟

アマノセキュアジャパン株式会社

株式会社NTTドコモ

KDDI株式会社

在日米国商工会議所

GMOグローバルサイン株式会社

株式会社ジュピターテレコム

一般財団法人情報法制研究所

個人情報保護法研究タスクフォース

セイコーソリューションズ株式会社

ソフトバンク株式会社

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

- 今後の本格的な「データ主導社会」への移行を見据え、電気通信事業を取り巻くプライバシー保護（通信の秘密の保護を含む。）やトラストサービス・オンラインニュース配信事業などに関し、今後の市場動向や諸外国のプラットフォームサービスに係る政策動向を踏まえ、現状の課題・論点を抽出し、これらへの対応の在り方を検討することについて、どう考えるか。

## 提出された意見

- 通信の秘密やプライバシー保護について、事業者の分類（電気通信事業者／プラットフォーム事業者等）によらず、また電気通信設備の設置場所（国内／国外等）によらず、公平・公正な競争環境を実現できる規律の在り方が検討されることを望む。また、利用者から見たときに同一の意味を持つ情報については、利用者情報の分類によらず、通信の秘密やプライバシー保護の在り方も同じように取り扱われることが必要。加えて、今後各事業者がIoT等の様々なビジネスモデルの検討を進めていく中で、利用者の立場から見たときに、どこまでが実施可能で、どこからが問題となり得るのか等、線引きが必ずしも明確でないケースが現れてくる。健全なグローバル競争やイノベーション促進という目的を達成するため、規制ありきではなく、事業者の自主的な取り組みを後押しするような検討が重要であり、必要に応じて関係者間で適切な整理を図っていくことが有用。  
【株式会社N T Tドコモ】
- 「今後の市場動向や諸外国のプラットフォームサービスに係る政策動向を踏まえ」という趣旨に大いに賛同。また、インターネットを利用する個人/組織に対する実質的なルール決定者として強い影響力を行使しているGAFMA(Google/Amazon/Facebook/Microsoft/Apple)とどう対峙していくべきかについても諸外国の政府・民間対応動向を踏まえ、状況によっては諸外国政府・民間機関などとの協調・連携の道を探ることも選択肢ではないか。【GMOグローバルサイン株式会社】
- Web等のターゲティング広告に係るアクセス履歴の取得に対する規制は、個人情報保護法制で対処すべきものであり、通信の端点で得られているだけの履歴を通信の秘密として拡大解釈することは避けるべき。通信の秘密侵害は直罰が課される重罪であり、単なるWeb等の履歴の取扱いにすぎないものには馴染まない。仮に辻褃合わせのために通信の秘密に係る規制を緩めた場合、厳格に捉えるべき本来の通信の秘密概念を形骸化させることになりかねない。【一般財団法人情報法制研究所】
- 利用者のプライバシーを保護しつつもデータ活用を促進できるような検討を進めることについて賛同。また、プラットフォームサービス（電気通信役務を含む）に関する検討を行う際には、ビジネスの進展を阻害するような過剰規制とならないように配慮するとともに、公正な競争環境が整備されるよう、プラットフォーム事業者が保有する利用者情報の取扱いやその他制度面の扱い等においてイコールフットINGの確保を重視すべき。【ソフトバンク株式会社】

## 提出された意見 (続き)

- EUでは日本とほぼ同じ時期に電子署名法がDirectiveで制定されたが、電子取引を推進するにあたり見直しがされ、電子署名を含むトラストサービスについてRegulationとして2014年にeIDASが制定、2016年より施行されデジタルの利便性を域内経済発展に活用すべくPDCAを回して推進している。

我が国においても、デジタルの利便性を活用し時空間を超越したサービスがさまざまな分野にて始まりつつある。従来の対面・書面によるデータの信頼性を確認する手段を確保するには、業界・分野の垣根なく共通に議論することで、よりユーザの利便性を高め、経済効率を高めることになる。

Society5.0を実現するには、流通するデータの信頼性を誰もが認識できる仕組みが必要。しかしながらデータの信頼性を保証することに関する議論・検討が不足している。課題抽出・対応の在り方を国家レベルで検討することは有意義。

【セイコーソリューションズ株式会社】

# 第1. 利用者情報に関する取扱いについて

## 1. 検討対象とするプラットフォームサービスの範囲の捉え方

### (1) プラットフォームサービスの分析のための射程

- プラットフォーム事業者が各レイヤにまたがって、水平統合、垂直統合等の多様な業態によりサービスを提供している現状について把握した上で、提供している電気通信役務を含むプラットフォームサービスや電気通信役務に類似したサービスを分析の射程とし、電気通信事業者が提供するサービスとの比較において、これらサービスに課されるべき規律等を検討することについて、どう考えるか。
- また、その際どのような点に留意して検討することが必要か。

#### 提出された意見

- 本研究会で「今後、プラットフォームサービスの多様化や事業拡大により「オンラインプラットフォーム」の定義はより困難になる可能性がある。」と認識されているとおり、いわゆる“プラットフォーム”は多種多様であり、ひとくりに議論することは大変難しい。個別のビジネスモデルの違いに配慮した議論が必要。【アジアインターネット日本連盟】
- プラットフォーム事業者が提供するサービスと電気通信事業者が提供するサービスを比較し検討を行うことは、両者のサービスと適用規律の違いが明らかになり、利用者および事業者双方にとって有意義。【株式会社ジュピターテレコム】

## 1. 検討対象とするプラットフォームサービスの範囲の捉え方

### (2) その他「検討対象とするプラットフォームサービスの範囲の捉え方」として考慮すべき事項

- 上記のほか、「検討対象とするプラットフォームサービスの範囲の捉え方」として考慮すべき事項はあるか。

#### 提出された意見

- オンラインプラットフォームの利用者（消費者、ユーザー）にとっての役割や事業者による利用者保護に対する自主的な取り組みについても十分理解した上で検討すべき。
    - (1) インターネット上の取引は、利用者にとって多くの利便性があり、なくてはならないインフラであり、個人事業主や中小零細企業にとっても事業を行う上での重要なチャネル。
    - (2) インターネット取引の健全性を高め利用者からの信頼を得るため、各オンラインプラットフォームの運営事業者は、利用者保護関連法令の遵守のみならず、独自の利用者保護対策に努めている。
- 【対策例】
- 透明性の確保 : 画像や動画などを活用した取引内容の充実、バナーやポップアップ等の明瞭な表示方法の採用、他の消費者による評価結果の共有、ウェブサイト・ブログ・SNS・ワークショップ等を用いた消費者向けの啓発活動等
- 安心・安全な取引 : 24時間365日消費者からの問合せに対応、利用者の身体の安全に関わるような問合せがあった場合には即時販売停止、法令で販売が禁止されている以上に自主的に販売禁止商品を規定、個人間で安心して取引ができるよう商品代金の仲介（エスクロー）を実施、利用者が商品を安心して購入できる保証制度、不健全な商品やコンテンツに関する通報、監視制度や警告・削除対応、権利者との協力による侵害品対応、当局との緊密な連携等

【アジアインターネット日本連盟】

## 2. プラットフォーム事業者が保有する保護すべき利用者情報の分類及び範囲

### (1) 利用者情報の分類及び比較

- 電気通信事業者又はプラットフォーム事業者が①電気通信役務（電気通信役務に類似するサービスを含む。）の提供において取得・保存する情報、②電気通信役務に付随するサービスの提供において取得・保存する情報、③電気通信役務及び電気通信役務に付随するサービスと無関係なものに起因して取得・保存する情報、に分類し、現行法若しくはガイドラインの適用があるもの又は現行法若しくはガイドラインの適用のないものを比較しながら、通信の秘密・プライバシーの保護の在り方を検討することについて、どう考えるか。

#### 提出された意見

- データ利活用がビジネスや社会に利益をもたらす更なる技術発展を促すという好循環を生むには、後追いで規制を設けるのではなく、ユーザーの選択と透明性を尊重しつつ、民間の知見を生かした柔軟なルールづくりが必要。したがって、プラットフォーム事業者に対し現行の電気通信事業法に基づいて電気通信事業者に課せられているものと同様の通信の秘密・プライバシー保護を求めることには反対であり、むしろ、電気通信事業者に対して、ユーザーの選択と透明性を尊重しつつ個別具体的にデータ利活用を認めることができないかを検討すべき。【アジアインターネット日本連盟】
- 利用者情報やサービスの中で利用者から取得する情報について、電気通信事業者とプラットフォームサービス事業者、いずれの事業者が責任を有するののかとの問合せを受けることがあることから、利用者情報を分類することで、取得情報及び規律の適用が整理され広く周知されることにより、利用者が安心してサービスを利用できることは事業者にとって望ましい。【株式会社ジューピターテレコム】
- 通信の秘密の保護利益・保護法益を、単なる利用者のプライバシー保護としてのみ捉えるのではなく、事実上の社会インフラを構成しているような電気通信について通信路上で恣意的に干渉・介入されないことが保障されるという意味で、電気通信に対する社会的信頼の確保として捉えるべきであり、この際そのことを明確にするべき。【一般財団法人情報法制研究所】
- 特に以下の情報（※）については、事業者間の円滑な協調や公平・公正な競争が可能となるように通信の秘密・プライバシー保護の在り方を検討すべき。なお、分類に応じて規律の軽重を設ける場合には、形式的な該当性のみならず、規律が必要となる背景事実を考慮した上で、公平・公正な規律の在り方を検討すべき。【個人】

（※）cookie等のWeb技術を用いて取得されるWebアクセスログ、端末の識別子等を用いて取得されるプラットフォーム上の行動ログ、移動体端末から取得される位置情報、各種認証技術を用いて取得される利用者の識別情報、利用者が送受信する電子メールやメッセージサービス等から取得されるメールやメッセージの内容に関する情報 等

# 第1. 利用者情報に関する取扱いについて

## 2. プラットフォーム事業者が保有する保護すべき利用者情報の分類及び範囲

### (2) プラットフォーム事業者が収集・蓄積する利用者情報の保護の対象範囲等

- ネットワーク効果を念頭におけば上述のシナジーを意図してプラットフォーム事業者が利用者情報を収集・蓄積するインセンティブ（誘因）が働くこととなるが、これらの情報のうち、保護対象とすべき利用者情報の範囲のとらえ方や、ユーザの受忍限度等の観点からみたプライバシー保護の在り方を検討することについて、どう考えるか。特に、電気通信事業者が保有する利用者情報と比較して異なる扱いを検討することについて、どう考えるか。

#### 提出された意見

- ネットワーク効果が利用者情報を収集・蓄積するインセンティブが働くとした上で、プライバシー保護の在り方を検討することが提案されているが、事業者としてもプライバシー保護は重要な課題であり、必ずしも利用者情報の収集・蓄積に走るわけではない。事業者自身によるプライバシー保護の具体的な取り組みをも念頭に置いた上で検討すべき。

【アジアインターネット日本連盟】



## 2. プラットフォーム事業者が保有する保護すべき利用者情報の分類及び範囲

### (3) その他「利用者情報の分類及び比較、プラットフォーム事業者が収集・蓄積する利用者情報の保護の対象範囲等」として考慮すべき事項

- 上記のほか、「利用者情報の分類及び比較、プラットフォーム事業者が収集・蓄積する利用者情報の保護の対象範囲等」として考慮すべき事項はあるか。

#### 提出された意見

- 利用者の便益に資する利用者情報の活用を促進する観点から、実質的に保護すべき利用者情報の範囲を検討すべき。特に、大量データの解析結果が現実社会にフィードバックされる際の利用者への影響は、必ずしもプライバシーの問題に限定されず、差別、健康被害、財産的被害等が生じ得ることも考慮した上で、データ保護の対象範囲が検討されることが望ましいが、一律に硬直的な規律を適用するのではなく、今後の技術やビジネスモデルの発展を踏まえて、柔軟な規律の在り方が考慮されるべき。【個人】
- 我が国において、通信履歴、ビッグデータ、生体情報等の利用者情報を取り扱う国内外事業者の活動において利用者利益保護の実現が確保されるべき。【個人】
- 通信内容と通信の構成要素のいずれにも秘密の保障が及ぶことに異論はないものの、それぞれの規制のレベルを同じとする必要はない。通信内容の秘密の侵害と通信の構成要素の秘密の侵害との間に差異があることを市民も事業者も感覚として持っていることから、峻別して議論するべき。【個人】

## 3. 国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和

### (1) 保護の仕組み

- 国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和をどのように捉え対応することが適当か。

#### 提出された意見

- 国際的な潮流と異なるルールが決められ、国内と国際と二重の対応を求められることは一般論で言えば好ましくないが、日本の実情に合わせたルールとなることが望ましい。【株式会社ジュピターテレコム】
- 単に国内法に比して厳格な各国法の規制に追従することの要否のみならず、国内法と各国法の差分について、その合理性も含め議論することが望ましい。特に、いわゆる「データポータビリティ」の在り方等について、我が国の今後の法制度との調和をどのように図るか、方向性が示されることが望ましい。【個人】

## 3. 国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和

### (2) その他「国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和」として考慮すべき事項

- 上記のほか、「国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和」として考慮すべき事項はあるか。

#### 提出された意見

- 意見なし

## 4. 法令の適用、運用・執行の在り方

### (1) 法令の適用、運用・執行上の差異

- プラットフォーム事業者等がサービスを提供する場合には、通信の秘密やプライバシー保護について、現行の電気通信事業法の規律が適用されない（日本国内に拠点を置かない事業者であることから規律が及ばない又は日本国内に拠点を置く事業者である場合で一部の規律の適用が除外される（電気通信事業法第3条及び第4条を除く。））ことにより、同プラットフォーム事業者と同等のサービスを提供する電気通信事業者との間で運用・執行に差異が生ずることについて、どう考えるか。

#### 提出された意見

- 海外の事業者が日本の消費者に対してサービスを提供する場合（例えばWebメールなど）に通信の秘密が適用されていないのは、消費者保護の観点から問題であり、何らかの制度整理が必要。【KDDI株式会社】
- 事業者間の公平性の観点から、同一のサービスに対しては同一の規律が適用されるべき。海外事業者に対し国内法規の適用が困難な場合であっても、そのサービスに適用される規律については、利用者が理解し易い説明・表記を求める等の対策が必要。【株式会社ジューピターテレコム】

## 4. 法令の適用、運用・執行の在り方

### (2) 国際協調の在り方

- 国際的な潮流の中でプライバシー保護の体制が整備され、保護内容が拡充される中で、オンライン上のデータ活用・流通の促進とプライバシー保護の両立を図る観点から、我が国としてどのような対応を図ることが適当か。

#### 提出された意見

- 欧米では、クッキーやIDFAなど個人所有が想定されるデバイスやアプリケーションの識別子を保護対象とするかの該当性を幅広く取り、処理や取引の態様によって規制の強弱を変えるアプローチが見られる。我が国でもこのようなアプローチが採用されれば、データの処理や移転の実態に即した対応が可能となり、実効性のあるデータ保護やデータ利活用の促進、諸外国とのハーモナイゼーションにも資することから、検討をお願いしたい。【個人】

## 4. 法令の適用、運用・執行の在り方

### (3) その他「法令の適用、運用・執行の在り方、国際協調の在り方」として考慮すべき事項

- 上記のほか、「法令の適用、運用・執行の在り方」として考慮すべき事項はあるか。

#### 提出された意見

- 通信の秘密について、電気通信事業法上は「電気通信事業者の取扱中に係る」ものが保護の対象となっている。通信の秘密の知得等にあたる行為の主体が電気通信事業者であるか否かによって「通信の秘密の侵害」の該当性の評価が変わらないように運用されるべき。【個人】
- プライバシーと密接に関係するデータ保護領域では、EU、米国ともに不適切な行為があった事業者等に対し当局が大きなサ  
ンクションを課すことで、事業者における事前の対応を促進している。一方、日本においてはデータ保護領域での当局からのサ  
ンクションは極めて限定的であり、これが一部事業者に不適切なデータ利用への対応を遅らせる原因になっていることから、より  
積極的な執行を行うべき。  
また、積極的な執行を前提として共同規制の枠組みを導入することで、事業者団体のガイドラインを遵守する加盟事業者に  
対しては、執行の猶予や緩和といった措置をとることで、業界ごとの特性に合わせたルールを機能させられると期待。【個人】

(ID連携・データ共有・活用の促進)

- 我が国の通信事業者を含めた多様な事業者によるID連携・データ共有・活用を促進するための環境を整備することで、利便性の向上、信頼性の確保と競争力の強化を実現する必要性について、どう考えるか。

### 提出された意見

- 各種のサービス提供において、ID連携などは重要なツールとなっていることから、特定の事業者が市場支配力を濫用することが無いようなルールが検討されることが望ましい。【株式会社ジュピターテレコム】
- 多くのアプリケーションでは、例えば閲覧のみであればID・パスワード認証で十分かもしれないが、送信者が意思表示するなどにおいては、「マイナンバーカード」又は「電子署名法に基づく電子証明書」による電子署名のほうが、従来の手書き署名よりもはるかに信頼性が高く、行政、訴訟、医療などのサービスのオンライン提供の可能性を開く。【個人】
- ネットワーク基盤を担う通信事業者と、ID連携、データ共有・活用を担う多様な事業者がポジティブな(過度な規制や独占・談合に繋がる道は排除するという趣旨)共通認識を持って各々の事業を進めていけることが個々の事業者にとどまらずオールジャパンとしての利便性向上、信頼性確保、競争力強化にも有効と思われる為、多様な事業者によるID連携、データ共有・活用を促進するための環境整備は必要。【GMOグローバルサイン株式会社】

## (トラストサービスの在り方)

- 我が国のトラストサービス（電子署名、利用者認証、タイムスタンプ等）の在り方について、EUにおけるeIDAS規則の制定等の動きもある中、国際的なサービスの進展を視野に入れた相互運用性の確保の観点からも、包括的な検討を行う必要性について、どう考えるか。

### 提出された意見

- 電子データを海外と取引・運用するにあたり、同データの信頼性についても各国独自ではなく相互運用されるべき。そのためには、EUをはじめとする海外のトラストサービスの法制度および各国間の相互運用状況を調査し、日本としても海外との相互運用性を追求・整備する必要がある。【アマノセキュアジャパン株式会社】
- インターネットというボーダーレスな環境下で、国際的な相互運用性が確立されていないことで他国のルールや仕組みの利用を理不尽に強いられることの無い様、国際的に通用する日本のトラストサービス創出を目指し国際的視野に立つ包括的な検討を行うことが必要。【GMOグローバルサイン株式会社】
- トラストサービス全体を統括しながら検討を行わなければならない。ましてや、国際的サービスの進展を視野に入れ相互運用性確保を目指しておかないと、交渉に不利益をもたらすことになりかねない。【個人】
- サービスを利用する時点におけるなりすまし対策（空間）や流通する情報（時間）の確からしさを保証するためには、正当性の確認や認証にとどまらず、完全性を担保するなんらかの仕組みを検討することが必要。【セイコーソリューションズ株式会社】
- Society 5.0を実現するサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにおいては、インターネット上のデータの真正性確保に不可欠である電子署名、タイムスタンプ等トラストサービスの利用拡大が重要。機微な情報を取り扱う行政機関及び重要インフラ事業者並びに防衛産業については、情報システムの利用者認証等検証の仕組み等について、リスクに応じた技術基準に適合したトラストサービスの利用を義務づけることが必要。
- 民間のインターネットを用いた各種サービスを国民や企業等が選ぶ目安として、信頼性が確保されたトラストサービスを公開する仕組みが必要。その場合、電子署名、タイムスタンプなどのトラストサービスをビルトインした電子契約サービス等、アプリケーションサービス自体の信頼性評価の仕組みの確立が重要。
- 電子署名の法的効力を引き続き担保するとともに、電子署名のみならず利用者証明の信頼性を評価する仕組みを法的にオーソライズする規定を追加すべき。【以上、一般財団法人日本情報経済社会推進協会】

### (1) 利用者認証の在り方

- 我が国の電子署名法においては規定されていない電子証明書による利用者認証に関する規律を検討することについて、どう考えるか。

### 提出された意見

- eIDASでは認証・署名の双方を適用範囲としており、米国では政府関連の機密情報や施設入退室の際に認証を活用するFederalPKIを擁すると共に電子認証に関し世界に通用する実質的な標準ガイドラインと言えるNIST SP800-63などを規定しているところ、「国際的なサービスの進展を視野に入れた相互運用性確保」に向けて日本においてもこれらに匹敵する規律・ガイドラインの検討が必要。【GMOグローバルサイン株式会社】
- 空間を超えるデジタル社会において、利用者の認証はリスク回避の重要な要素であるが、実際は本人のみが知るID・PWD、本人だけが持っているハズの物、生体情報などによる認証が、それぞれのリスクに応じて活用されており、これらのリスクを正しくユーザが理解して利用できるためのなんらかの仕組みの在り方を検討する必要がある。【セイコーソリューションズ株式会社】
- 「マイナンバーカード」については利用者認証を考慮して「利用者証明用証明書」が存在するが、「電子署名法」では署名用途のみであり「利用者認証」の考え方自体がないのは、違和感がある。EUのeIDASと同様、利用者認証を検討し、電子署名法の改訂まで視野に入れるべき。【個人】



### (2) タイムスタンプの在り方

- タイムスタンプに関して、法制化を検討することについて、どう考えるか。

#### 提出された意見

- EUをはじめとする諸外国と対等に電子取引を行うためには、日本も同様に諸外国との相互運用体制を整備する必要があり、そのためには日本においてもeIDAS規則に相当する「タイムスタンプを含むトラストサービスに関する法制化」が必要。  
【アマノセキュアジャパン株式会社】
- EUでは、eIDASによって法的に根拠のあるものとしてサービスが提供されており、同様の方式でのタイムスタンプは中国や韓国でもサービスが展開されている。これら海外での法的根拠のあるタイムスタンプとの相互認証は、今後求められることは自明であり、現在の認定制度による信頼時刻を利用したタイムスタンプを法的に利用価値があることを認めるなんらかの規定の設定を検討する必要がある。 【セイコーソリューションズ株式会社】
- 現状の認定制度は位置づけとして民間の認定制度と認識しており、国内のみならず国際の場でタイムスタンプを信頼性・正当性あるものとして通用させる為の裏付けとして法制化は必要。また、タイムスタンプは電帳法の要件となっているにもかかわらず、電子証明書について制定された電子署名法と同様な対応をするタイムスタンプの法制度が無い現状も改める必要がある。 【GMOグローバルサイン株式会社】
- EUでは法体系として整備されているが、日本ではガイドライン止まりであり、今後の国際間データ取引では対等な関係とはなり得ず、わが国の自主性を損ねかねないのではないか。 【個人】

### (3) 法人に対する認証の在り方

- 法人に関する認証について、国際的な相互運用性等の観点から考慮すべき事項はあるか。

#### 提出された意見

- ①法人に関する認証がどのようなシーンでどれだけの認証レベルで求められるか、②求められる認証レベルを国際的にどう担保するか、③法人の認証を用いて何を行うか、その為にどんな手段をどんな技術標準に基づき実装するか、が考慮されるべき。【GMOグローバルサイン株式会社】
- eIDASで規定されているEUとの電子取引を実施するには、e-Sealの相互承認も今後必要になるため、早期に日本におけるトラストサービスのひとつとして、法人の意思表示ではない、電子角印としての定義、規定を検討する必要がある。【セイコーソリューションズ株式会社】
- 我が国の企業慣行においては、会社実印（代表者印）以外に、会社銀行印や角印（社印）が存在している。インターネットを通じた取引において、後者2つに対応した法人による電子署名のあり方を検討すべき。【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】
- わが国でも、ソフトウェアに対するコードサイン証明書を利用した「法人が作成した根源性」を証明する場面が増加しており、(1)や(2)と同様に検討されるべき。【個人】

### (4) サーバ証明書の在り方

- 我が国においてもサーバ証明書に係る制度化を検討することについて、どう考えるか。

#### 提出された意見

- インターネットのより安全・安心な活用に確実に結びつくものであれば制度化の検討は有意義。ただ、既にPCやスマートフォンなどから様々なウェブサイトを利用しているユーザやサーバ証明書を利用するウェブサイトオーナー、サーバ証明書提供事業者に過度の負担・不便を強いるものにならない制度となることを望む。また、制度化に際し現状で一般に普及が進んでいるブラウザやウェブサーバ製品を適用範囲とされるのであれば、CA/Browser Forumや主要ブラウザベンダの動向に留意することが不可欠。【GMOグローバルサイン株式会社】
- EUのeIDASでは制度が存在するが、日本国内では制度自体がなく、その結果、政府認証基盤の発行するサーバ証明書が海外の任意団体から許容されないなど、悪影響が甚大であり、制度を検討すべき。【個人】

### (5) その他

- 上記のほか、モノの認証や、国内におけるトラストサービスの在り方について考慮すべき事項はあるか。

### 提出された意見

- トラストサービスに関し、組織、人、モノといったトラストサービスを利用する又は適用されるエンティティの軸、そして署名、認証といった用途の軸といったマトリクスでうまく俯瞰的に整理し情報を公開、アップデートしていくことで、トラストサービスについて知りたい、導入したいと思う人々が拠り所として参照し実際の活用促進に結び付けられるポータルサイトの構築を検討いただきたい。【GMOグローバルサイン株式会社】
- ①日本版トラステッドリスト制度の構築検討  
日本においてもeIDASにおけるTrustedlistと同様の仕組みを構築し、少なくともEUのTrustedlistとの相互認証ができる制度を早期に構築する必要がある。
- ②トラストサービスとしてのリモート署名の要件定義検討  
リモート署名について、海外では、CloudSignatureConsortiumなどで商用標準化が進んでおり、今後デジタル社会での意思表示の世界的な主流になる可能性があることから、早期に在り方について調査・研究し、トラストサービスのひとつとして要件定義を検討する必要がある。【セイコーソリューションズ株式会社】
- 本格的なIoTの時代を迎え、機器認証に関しても検討すべき。【個人】

- 第1及び第2に加え、プラットフォームサービスにおける利用者利益の保護という観点から、その他検討事項としてどのようなものが考えられるか。例えば、オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応について検討することは適当か。

## 提出された意見

- デジタルトランスフォーメーションが進展する一方で、各国によるデータ争奪、安全保障、政治体制維持、人権保護などの事情が複雑に絡み合い、「データローカライゼーション」に関する法制度の制定・施行の動きが進みつつある。また、プライバシー保護の観点から、個人データの越境移転等に条件を設ける規制も存在する。これらを踏まえ、今後日本政府は、データローカライゼーション規制撤廃、個人データ保護ルールの調和、日米の主導的役割を通じたグローバルな制度の構築と調和に取り組むべき。【在日米国商工会議所】
- オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応についての検討は有意義。プラットフォーム事業者やメディア、第三者機関によるファクト・チェック、法規制強化、ユーザーテラシー向上など議論されているものの、言論・表現の自由、匿名性が不可欠などをめぐり決定打がすぐには見つからない状況と認識するが、国内外の状況・動向を把握しておくことは最低限必要。自身の利益保護のために、利用者が意識してリテラシー向上に努めることについて、誰がどのように支援できるのか又はすべきか、といった検討が有効ではないか。【GMOグローバルサイン株式会社】
- 現在、マス、ネットを問わず、メディアの多くは広告収入に依存して経営され、市民の知る権利を支えている。ターゲティング広告に係る通信の利用はほとんどの場合、通信の構成要素のみを利用するものでありソフトローでの適正化の余地は十分にあるため、検討に際しては情報流通の一翼を担うメディアの存否に関わる点も考慮すべき。【個人】
- 災害時のデマ拡散対策として、行政の把握している情報を即時に開示するようなプラットフォームがあれば、これを積極的に活用することで自浄作用が働くのではないか。SNSによるクローズな場が、犯罪利用、青少年の育成に悪影響を与えているのではないか。【個人】
- プラットフォームによる利用者/加盟店/提携先等への規約の押しつけ、顧客データの利用方法の不透明性、国外プラットフォームが国内で法人税を払っていない問題、プラットフォームとしての立場（金融機関にサービス提供の場を提供）とプレイヤー（決済関連サービスを自ら展開）としての立場の二面性からくる利益相反についての検討が必要。【個人】